

## 第 3 回国際化検討会 プレゼンテーション用レジメ

国際協力（法整備支援等）並びに司法及び弁護士国際化について

2002.3.20 日本弁護士連合会国際室長 上柳敏郎

## 第 1 人権擁護・社会正義実現のための国際協力（法整備支援等）

「国際社会において、名誉ある地位」（憲法前文）を占めるのに必要な行動の在り方が不断に問われる・・・多様な価値観を持つ人々が有意的に共生することのできる自由かつ公正な国際社会の形成に向けて我々がいかに積極的に寄与するか・・・」（意見書 4 頁）

## 1 とりくみの現状

- (1) 受入研修・・・日本の弁護士や司法の長所短所を参考に供する  
国連、国際協力事業団、法務省法務総合研究所、アジア開発銀行等と協力し、弁護士の特性を活かして
- (2) 専門家派遣・・・日本と現地との恒常的つながりを構築する  
JICA 法整備支援への参画（国内支援委員会への参加、駐カンボジア・ベトナム長期専門家派遣等）
- (3) 現地セミナー・・・日本の経験を伝え、現地の改革の志を励ます  
カンボジア王国弁護士会等
- (4) 国際機関等・・・国際社会の経験を学び、貢献する  
UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）、IDLI（国際開発法研究所）、EBRD（欧州復興開発銀行）、UNTAET（国連東チモール暫定統治機構）
- (5) バックアップ、人材育成制度・・・日弁連としての支援体制をめざす  
国際交流委員会協力部会、国際司法支援活動弁護士登録制度、セミナー・研修会開催等の工夫

（資料 1・日弁連の国際協力活動内容一覧）

（資料 9・日弁連五十年史 327-330 頁（1999））

（資料 8・矢吹公敏「国際司法支援と弁護士」自由と正義 1999 年 10 月号）

（資料 7・矢吹公敏「日弁連における法整備支援」法律のひろば 2001 年 10 月号）

## 2 新たな試み・・・現地のニーズを探りそれに応える努力として

例)カンボジア王国弁護士会弁護士養成校（2002 年 10 月設置目標）  
同法律扶助制度構築（リーガルクリニック）への協力

## 3 日本の協力の特徴と弁護士の役割

- (1) 日本の協力の特徴・・・人づくり、受入国の「オーナーシップ」の重視  
例)カンボジア民法・民事訴訟法起草支援における「用語確定会議」（クメール語による起草作業）。（日本法そのものより、法の継受の仕方起草過程も学んでもらう。米・仏・豪州等法曹とのスタイルの違い。）  
「制度を活かすもの、それは疑いなく人である」（意見書 7 頁）  
「我が国は、諸外国から近代的な法体系を受け継ぎつつ、国情に即した法制度及び運用を確立してきた経験を活かし・・・法整備支援を実施してきた。こうした支援への取組は、我が国が国際社会の一員としての主体的な役割を果たす上で重要・・・」（意見書 55 頁）
- (2) 弁護士・弁護士会の特徴を活かして・・・NGO 性、多様性、多元性  
例)カンボジア受入研修開始の経過（人権関係現地調査から、国連人

権センターを通じ、現地司法省等との人脈、国連地域開発センター事業へ)。現地地域社会 ( Civil Society) との関係、長期的人間関係の構築。

#### 4 今後の課題

##### ( 1 ) 研修講師・派遣専門家をバックアップする体制を強化すること

日本法についての外国語資料の整備も含めて

##### ( 2 ) 内外のニーズに応えうる人材を育成する体制を構築すること

国際社会に貢献できる法律家、現地の文化や社会を理解できる法律家の育成システムの構築を ( 先達として国際人権・国際協力 NGO の人材、医療分野の国際協力研修、米国法曹協会の体制等を参考にしつつ) 国際機関への人材派遣 ( 留学援助、若手に加え、中堅も) への組織的取り組みや、ロースクール留学生枠の検討、弁護士会での研修・人材養成を含め、長期的視野をもって

「司法制度を支える法曹の在り方・・・質的側面については、・・・国際的視野と語学力等が一層求められるものと思われる。」( 意見書 56 頁)

「司法の国際化への対応や諸外国の法整備支援を通じた国際貢献の一環として、留学生の積極的受入れには十分な配慮が望まれる。」( 意見書 69 頁)

「弁護士が・・・国際機関・・・など社会の隅々に進出して多様な機能を発揮し、法の支配の理念の下、その健全な運営に貢献することが期待される」( 意見書 79 頁)

( 資料 2・2001 年度日本人国際医療協力専門家養成カリキュラム ( 国立国際医療センター編『国際保健医療協力ハンドブック』( 2001 年))

## 第 2 司法及び弁護士の国際化へのニーズと対応の必要性

「・・・我が国は、世界的動向に受け身で対応するのではなく、国際社会との価値観の共有を深め、公正なルールに基づく国際社会の形成・発展に向けて主体的に寄与することが一層重要となる。同時に、我々が自らのうちに多様・異質な意見や生き方を許容する、独創性と活力に満ちた、自由で公正な社会を、法の支配の理念の下に形成・維持することが不可欠である。」( 意見書 53 頁・「国際化への対応」総論)

「こうした中、透明かつ公正なルールの下で、ルール違反を的確にチェックするとともに、権利・自由を侵害された者に対し適正迅速な救済をもたらす司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることが、焦眉の課題となる。自由で公正な社会や効率的な市場システムを支える適正迅速な紛争解決手段の整備、国際的組織犯罪や各種危機管理への的確な対応、社会の様々な場面での人権の保障、戦略的リスク管理や法遵守を含むコーポレート・ガバナンスの確立、国家戦略としての知的財産や情報金融技術への取り組み等において、我が国司法 ( 法曹) が社会のニーズに積極的に対応し、十分な存在感を發揮していくことが、我が国社会経済システムの国際的競争力・通用力といった見地からも一層強く求められることとなる。」( 意見書 53 頁)

### 1 国際化のなかでの日本居住者 ( 外国人を含む) の「ニーズに積極的に対応し」「多様・異質な意見や生き方を許容」するために ( 生活法分野を中心に)

#### ( 1 ) 例えば、外国人向け法律相談の実施

言語、相談内容・法分野の多様性、日本人の相談数も相当数。

( 資料 3・東京 3 弁護士会外国人法律相談 ( 霞ヶ関) の状況)

( 資料 4・都区部では結婚 10 組中国際結婚が 1 組と伝える朝日新聞 2002 年 2 月 27 日夕刊記事)

#### ( 2 ) 検討 ( 立法) 課題例

外国語での法律相談、法律扶助の充実

通訳の権利化（刑事裁判につき自由権規約 14 条 3f 項）  
外国法情報の整備（とりわけ、判決承認・執行関係資料、離婚、相続関係。法曹三者及び大学の共通インフラとして、共同でもっと取り組めるはず。企業法分野も同様である。）  
日本法令（とりわけ六法系）、法律文献の翻訳

## 2 「社会の様々な場面での人権の保障」「国際社会との価値観の共有」のために（国際人権法分野を中心に）

「・・・人権保障に関する国際的動向もふまえて、新たな時代における捜査・公判手続の在り方を検討しなければならない。」(意見書 49 頁)

「・・・国際捜査・司法共助制度については、適正手続の保障の下、今後一層拡充・強化すべき・・・」(意見書 54 頁)

(参照・欧州評議会サイバー犯罪条約 15 条 1 項(日本加入済)・・・「締約国は、その国内法に基づいて決定される条件及び保障に従い、本節に規定する権限及び手続の制定、施行及び適用がなされることを確保しなければならない。それは、人権及び基本的自由の保護に関する 1950 年欧州評議会条約、市民的権利及び政治的権利に関する 1966 年国際連合規約、その他の適用可能な国際人権条約に基づいて負っている義務に従い生ずる権利を含め、人権及び自由の適切な保護を規定するものでなければならず、かつ、比例原則を含むものでなければならない。」(夏井高人訳))

(1) 例えば、自由権規約委員会の日本政府への勧告(1998 年)の履行推進

(2) 検討(立法)課題例

民事訴訟法 312 条・刑事訴訟法 405 条の上告理由に条約・国際慣習法違背を追加

自由権規約第一選択議定書等(国際人権機関への個人申立権)への加入(最終見解 33 項)

国際人権法に関する法曹研修の実施(最終見解 32 項)

(資料 6・自由権規約委員会勧告抜粋)

## 3 日本司法の「国際的対応力を強め」「十分な存在感を発揮」していくために（企業法分野を中心に）

「21 世紀における国際社会において、我が国が通商国家、科学技術立国として生きようとするならば、内外のルール形成、運用の様々な場面での法曹の役割の重要性が一段と強く認識される」(意見書 7 頁)

(1) 例えば、国際仲裁充実や、弁護士秘匿特権(日本でのデポジション等において問題)拡充の検討

東京での国際仲裁が利用されてこなかった要因

(資料 5・国際仲裁利用数の国際比較(東京での国際仲裁の利用は少ない。))

(2) 検討(立法)課題例

国際仲裁センターの設置

訴訟手続上の対応の必要性

## 4 抜本的改革のための旺盛な幅広い検討を